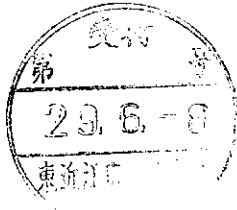


(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成29年 6月 8日

滋賀県知事 殿



提出者

住 所 滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上2910番地

氏 名 ダイハツ工業株式会社 滋賀(竜王)工場
工場長 三木 清幸

電話番号 0748-57-1218

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ダイハツ工業株式会社 滋賀(竜王)工場
事業場の所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上2910番地
計画期間	平成28年4月～平成29年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	輸送用機器器具製造業-自動車・同附属品製造業 -自動車製造業(3111)
②事業の規模	490.756(百万円)
③従業員数	4,978名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCB→委託処理業者様にて焼却→残渣は埋立 ↳残渣を再生利用 ・ 廃油→中間処理業者様にて焼却→残渣は埋立 ・ 廃アルカリ→中間処理業者様にて中和処理→一部再資源化 ・ 廃酸→中間処理業者様にて中和処理→一部再資源化 ・ 感染性産業廃棄物→中間処理業者様にて焼却→残渣は埋立

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1による

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 28年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB	廃アルカリ	廃酸	廃油	感染性廃棄物
	排出量	106.2 t	31.25 t	5.54 t	2.91 t	0.198 t
	(これまでに実施した取組)					
1) 廃油の雨水分離と濃縮化をし有価物化の継続 2) PCB含有機器の計画的排出						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB	廃アルカリ	廃酸	廃油	感染性廃棄物
	排出量	7 t	31 t	5 t	2.8 t	0.19 t
	(今後実施する予定の取組)					
1) 廃油・有価物油の分離システムの維持保全 2) PCB含有機器の計画的排出						

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃油の種類ごとの分別・回収
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各廃棄物毎の分別回収の継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 28年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B	廃アルカリ	廃酸	廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B	廃アルカリ	廃酸	廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 28年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B	廃アルカリ	廃酸	廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B	廃アルカリ	廃酸	廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)						

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 28年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B	廃アルカリ	廃酸	廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B	廃アルカリ	廃酸	廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 28年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B	廃アルカリ	廃酸	廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	106.2t	31.25t	5.54t	2.91t	0.198t
	優良認定処理業者への処理委託量	82.46 t	31.25 t	3.18 t	2.91 t	t
	再生利用業者への処理委託量	95.41 t	31.25 t	2.36 t	2.91 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)						
<ul style="list-style-type: none"> ・安全に処理委託が出来る業者様を限定し処理確認の現地確認も定期的実施 ・優良認定業者様への委託推進 						

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	P C B	廃アルカリ	廃酸	廃油
②計画	全処理委託量	7 t	31 t	5 t	2.8 t	0.19 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	31 t	3 t	2.8 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	31 t	3 t	2.8 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・引続き安全に処理委託が出来る業者様を限定し処理確認の現地確認も定期的を実施 ・優良認定業者様・再生利用業者様への委託推進 						
※事務処理欄						

(第6面)

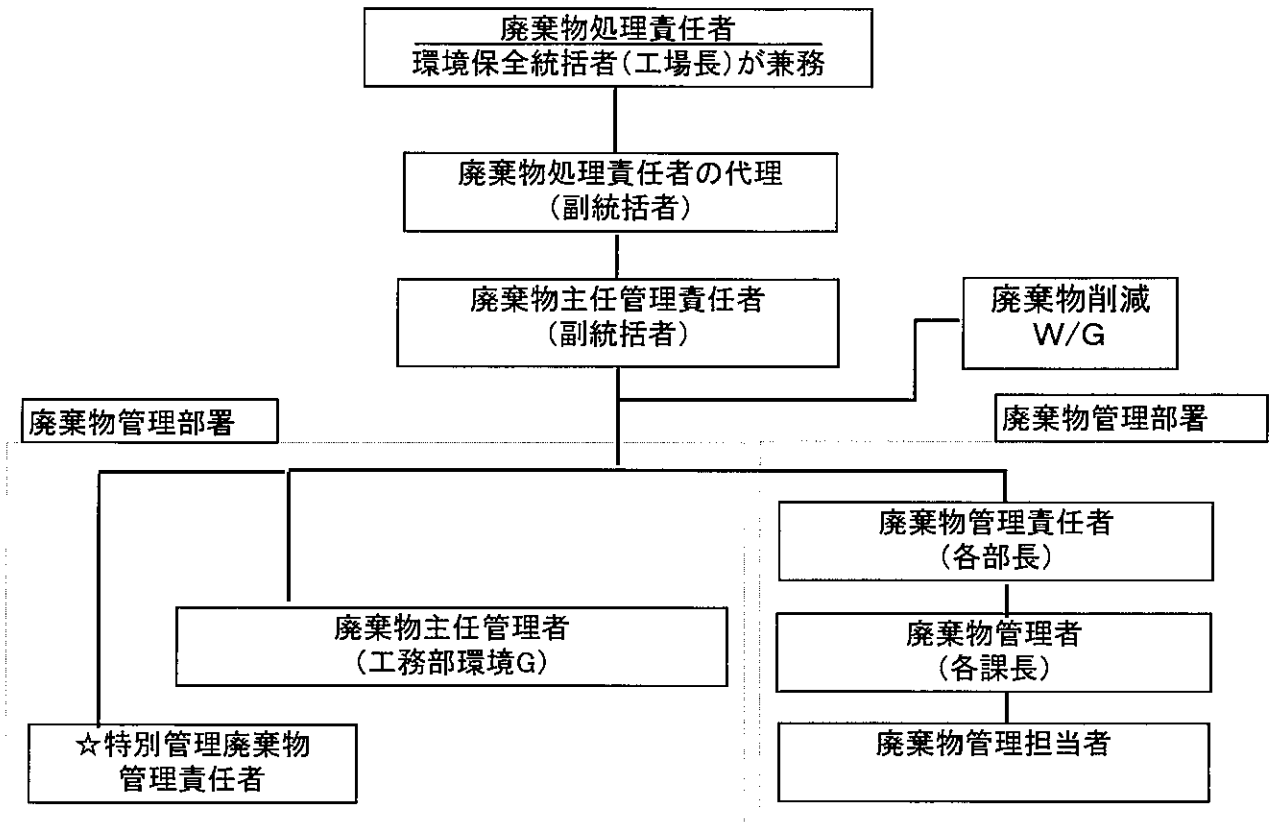
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

4. 体制及び責任

4.1 廃棄物の管理組織体制

☆印必要資格要件



4.2 職務一覧

職名	職務
廃棄物処理責任者	1. 廃棄物管理及び産業廃棄物処理施設技術管理者・特別管理産業廃棄物管理者の業務を統括し、必要な指示を与える。 2. (滋)の廃棄物処理の適正管理
廃棄物処理責任者の代理者	責任者不在時の代行
廃棄物主任管理責任者 (環境保全副統括者)	責任者・同代理者の補佐、廃棄物管理推進業務の統括管理
廃棄物主任管理者	廃棄物全般に係わる事務局業務
☆特別管理廃棄物 管理責任者	特別管理産業廃棄物の適正管理
廃棄物管理責任者	廃棄物管理部署と協力して、各部における廃棄物に係わる業務を統括推進
廃棄物管理者	廃棄物管理部署と協力して、室・課の生産活動等で発生する廃棄物の発生管理及び削減の実務を統括
廃棄物管理担当者	廃棄物管理者を補佐し、廃棄物発生に係わる実務を推進